

2027年度（第105期）代表会員候補適任者募集について

標記のとおり、2027年度（第105期）代表会員〔第5区（中国）と第6区（四国）〕の候補者を受け付けいたします。

ご希望の方は、7月24日（金）までに、会員番号、氏名、勤務先、職名と連絡先を支部事務局までご連絡ください。

なお、2027年4月1日を基準にして満65歳以上の方ならびに下記の2027年度（第105期）代表会員候補に加えない方は、細則および役員任期に関する内規等により第105期代表会員候補対象者にはなれません。

また、第5区（中国）、第6区（四国）の代表会員に当選された際は、中国四国支部の第66期商議員に就任いただきますのでお含みおきください。

2025年度より代表会員選挙も信任投票制度に変更されました。ご応募と各所属よりご推薦いただいた人数が、定員数を超えた場合には、代表会員候補適任者の調整、決定は幹事会にて行います。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

最後に、支部役員（支部長、副支部長、幹事）は商議員であることが必要です。中国四国支部第66期（2027年度）役員に立候補を予定される方は、代表会員または商議員のいずれかの選挙で候補者となるようお願いいたします。

第105期（2027年度）代表会員候補に加えない方（代表会員の2期継続就任、継続理事）

第5区（中国）

区	氏名	勤務先	区	氏名	勤務先
5区	大木 順司	山口大学	5区	關 正憲	岡山理科大学
5区	岡田 晃	岡山大学	5区	早水 庸隆	米子工業高等専門学校
5区	菊植 亮	広島大学	5区	楊 家家	岡山大学

第6区（四国）

区	氏名	勤務先	区	氏名	勤務先
6区	安部 元	三浦工業（株）	6区	名田 譲	徳島大学
6区	川原村敏幸	高知工科大学	6区	向笠 忍	愛媛大学

以上

代表会員について

1. 代表会員制度の経緯

本会では、正員の互選により本会社員である代表会員を選出し、その代表会員中より互選で筆頭副会長候補者を選出する方法を、創立以来基本的に変更せず今日に到っています。代表会員は定款にある学会の重要事項審議と会長以下理事選出母体としての2大任務を負っています。

もともと、本会は大正13年の法人化以前より代議制民主主義的な運営を強化するために、旧評議員制度を導入したと考えられ、社団法人化後も本会の運営では重要な役割を担っていました。公益法人改革に関連し、本会が2011年3月に特例民法法人から一般社団法人への移行を行いました後も「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、本会定款において社員総会の決議は、総代表会員の過半数が出席しその過半数をもって行い、また、重要事項に関する決議については総社員数の半数以上であって、総社員数の3分の2以上の議決を得なければならないと定められており、代表会員に強い権限が付与されています。

代表会員は、上記の如く会員の代表として学会運営重要事項の議決権と共に所属組織・拠点における会員の意見・要望の学会運営への反映、学会運営方針の会員への周知伝達があることから、従来の会員ケア、会員増強も統合した役割を担って頂きたいとお願い致します。

2. 代表会員として期待される役割

1) 代表委員会（原則として年2回）における学会運営事項の審議

原則として、6月、翌年3月に代表委員会が開催され、学会運営状況が報告されますので、年1回以上は出席参加され本会発展のための御意見をお願いします。

2) 会長、筆頭副会長以下理事の選出

11月から12月にかけて正員による代表会員の選挙、1月に次期代表会員互選による筆頭副会長候補者の選挙があり、次期代表会員はこの筆頭副会長候補者選挙の選挙権と被選挙権があります。

3) 一般社団法人の社員としての定時社員総会（年1回）の議決権行使

4月に行われる定時社員総会では「前年度の会務ならびに会計報告」、「予算」、「理事・監事の選任」等に対する審議と会員の代表としての議決を行います。

4) 所属組織および拠点の代表としての会員の意見・要望の学会運営への反映と学会運営方針の会員への周知・伝達、会員の入会勧誘、退会慰留、会員のケアなど

できましたら年一度所属組織・拠点の会員との懇談会をもち、会員への助言と励まし、会員の意見・要望の収集、会員増強策の検討等を行い、また日頃より会員の新入会勧誘に心がけてください。

※ 定款・細則・倫理規定は下記 URL よりご参照下さい。

<https://www.jsme.or.jp/about/about-jsme/articles-of-incorporation/>